令和４年12月15日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

①新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における
「薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱い」及び
②「一般用新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス抗原定性検査キットの
販売時における留意事項」について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡２件（①、②と記載）に関し、このたび日本医師会より通知がありました。
①の事務連絡は、今般、**新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両抗原を検出できる医療用抗原定性検査キットについて、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下に係る医療ひっ迫を避けるための特例的な対応として、薬局で販売することを差し支えないこととし、その際の留意点を整理したもの**です。
②の事務連絡は、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両抗原を検出できる一般用抗原定性検査キットが承認され、製造販売されることとなったことを踏まえ、**販売するに当たっての留意点を整理したもの**です。
具体的には、両事務連絡ともに**基本的な考え方として、セルフチェックにより、適切な医療機関等の受診を図るためのものであることや、重症化リスクが高い方等や重症化リスクが低い方でも症状が重い場合はセルフチェックの結果によらず医療機関等を受診すること、また、薬剤師は販売の際に、使用者に対して検査後に適切な行動を選択できるように判定結果に応じた対応等をするよう説明することが示されております。**
また、一般用同時検査キットについては、使用者自身で診断を行うものではないこと、医療用同時検査キットについては、陰性証明として用いることはできないことが示されていることにも留意するよう記載されています。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html
※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで
●厚生労働省ホームページ（令和4年12月9日付通知ご参照）でも閲覧可能
Google等の検索エンジンで、「厚労省　自治体向け通知　コロナ」でもアプローチ可
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）